

●香川県告示第23号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県高松土木事務所管理課において縦覧に供する。

平成25年1月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 河川の名称

二級河川本津川水系本津川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成25年1月18日

3 廃川敷地等の位置

高松市国分寺町新居字小万燈626番21、同630番11、同630番12

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 13.63平方メートル